

6月27日(月)の朝から発生したネットワークシステム障害に伴い、市民の皆様にご不便とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

国民健康保険 後期高齢者医療制度 に関するお知らせ

国保 国民健康保険 後期 後期高齢者医療制度

国保 後期 納入通知書を郵送します

令和4年度の国民健康保険料と後期高齢者医療保険料(75歳以上の方と65歳以上の一定の障害のある方が対象)の納入通知書を7月12日(火)から順次郵送します。国民健康保険料は世帯主宛て(世帯主以外の世帯員のみが加入している場合も同様)に、後期高齢者医療保険料は加入者宛てに送付します。

納入通知書は、保険料の金額のほか、納付方法や納期限などのほか、

●収入がなかった方も申告を世帯主と加入者の総所得金額等の合計が一定の基準以下の場合には、保険料が軽減されます。収入・所得がなかった方も、課税課(市役所1階36番窓口)または保険年金課(市役所1階6番窓口)で申告をしてください。
国保 後期 後期高齢者医療制度 16 国保 後期 後期高齢者医療制度

国保 後期 限度額適用認定証の更新

病気やけがで1か月にかかった医療費の自己負担額が、世帯に定められた自己負担限度額を超えたとき、その超えた分は高額療養費として後日支給されます。入院の場合や高額な外来診療を受ける場合、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の限度額までとなったり、入院時の食事代が減額されたりします。

現在発行されている認定証の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)から有効な認定証が必要な方は、7月13日(水)以降に保険証を持参して保険年金課(市役所1階6番窓口)で申請してください。

後期高齢者医療制度に加入していて、すでに認定証を持っており、世帯の構成や収入に変わりがない方については、自動的に更新となりますので、新しい認定証を7月中旬に郵送します。

なお、以下に該当する場合、制度上定められた限度額と世帯の限度額が同額となり、医療機関の窓口で支払う額に変更がないため、限度額適用認定証の発行・提示が必要ありません。

●限度額適用認定証の発行・提示が必要ない方 ▶70歳以上で負担割合が3割、かつ課税所得が690万円以上の世帯の方 ▶70歳以上で負担割合が1割、かつ住民税課税世帯の方

国保 後期 後期高齢者医療制度 16 国保 後期 後期高齢者医療制度

国保 高齢受給者証を郵送

70歳〜74歳の方を対象に、8月1日(月)から使用できる新しい高齢受給者証を7月下旬に郵送します。有効期限が切れた古い高齢受給者証は、裁断して処分してください。

なお、新しい高齢受給者証の自己負担割合は、令和3年中の所得をもとに判定します。

国保 後期 後期高齢者医療制度 1401 国保 後期 後期高齢者医療制度

後期 被保険者証を郵送

現在発行されている被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、7月31日(日)です。8月1日(月)から使用できる新しい被保険者証(藤色)を7月中旬〜下旬に簡易書留で郵送します。有効期限が切れた古い被保険者証は、裁断して処分してください。

10月1日からの窓口2割負担導入に伴い、今回送付する被保険者証の有効期限は9月30日(金)までです。10月から使用できる被保険者証は、9月中旬〜下旬に改めて郵送します。

なお、今回送付する被保険者証の自己負担割合は、令和3年中の所得をもとに判定します。また、10月以降の自己負担割合は8月下旬ごろに判定するため、それまではお問い合わせいただいてもお答えできません。

国保 後期 後期高齢者医療制度 1401 国保 後期 後期高齢者医療制度

国保 加入・脱退などの手続き

勤務先や家族の健康保険に加入するなど、新たに立川市の国民健康保険以外の保険に加入した場合は、脱退の手続きが必要です。会社等で手続きを代行することはありません。

また、退職などで加入していた健康保険の資格がなくなったときは、国民健康保険の加入手続きが必要です。

●手続きに必要なもの ▼立川市の国民健康保険を脱退する場合▶立川市の国民健康保険の保険証、新しく加入した健康保険の保険証(全員分。コピー可)▶立川市の国民健康保険に加入する場合▶加入していた健康保険の資格喪失証明書等、本人確認書類(運転免許証等)
国保 後期 後期高齢者医療制度 1401 国保 後期 後期高齢者医療制度

国保 「ジェネリック医薬品」に関するお知らせ」を郵送

ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減が見込まれる国民健康保険被保険者の方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月下旬に郵送します。このお知らせは、4月に処方された薬(新薬)の名称・用量・自己負担相当額と、その薬をジェ



ネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減額を試算したものです。ジェネリック医薬品を希望する際は、かかりつけ

の医師・薬剤師にご相談ください。
国保 後期 後期高齢者医療制度 90 国保 後期 後期高齢者医療制度

国保 後期 新型コロナウイルス感染症の影響による減収世帯等への減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響のため、事業収入等が令和3年より一定程度減少した世帯等は、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(令和4年度分で納期が令和5年3月31日までのもの)の減免が受けられます。

●対象世帯

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入、または給与収入)の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯

- ・世帯の主たる生計維持者の令和4年の事業収入等のいずれかの減少額が令和3年の当該事業収入等の額の30%以上であること。
- ・世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000

万円以下であること。

- ・減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計が400万円以下であること。

●申請方法

申請は原則として郵送で受け付けます。保険料減免申請書(お電話いただければ郵送します。市ホームページからダウンロードも可)に必要な資料を添えて任意の封筒で郵送してください。

●減免額

- ①は、全額免除します。
- ②は、令和3年の合計所得金額に応じて、減免対象保険料の全部または一部を減額します。計算方法や減免割合等、くわしくは市ホームページをご覧ください。

国保 後期 後期高齢者医療制度 1406 国保 後期 後期高齢者医療制度